

審査基準及び標準処理期間

令和5年9月1日作成

法令等名	大規模地震対策特別措置法施行規則
根拠条項	第6条の4第1項
処分の概要	標章及び証明書の再交付
原権者（委任先）	大阪府知事・大阪府公安委員会
法令等の定め	大規模地震対策特別措置法施行規則第6条の4第2項 (標章等の再交付の申出)
審査基準	
標準処理期間	5日（行政庁の休日は含まない。）※
申請先	警察署交通課交通規制係（ただし、交通規制係が未設置の警察署にあっては交通総務係又は交通係）及び地域交通課交通係・交通部高速道路交通警察隊計画係・交通部交通規制課道路使用第二係
問い合わせ先	交通部交通規制課道路使用第二係 電話06-6943-1234 内線51833
備考	※の「行政庁の休日」とは、大阪府の休日に関する条例（平成元年大阪府条例第2号）第2条第1項各号に掲げる府の休日をいう。